

快適に、安心して住み続けるためのお手伝いをします!

ふれあい収集

を利用しよう!

ふれあい
収集とは…

ごみ出しを自力で行うことが困難な一人暮らし等の高齢者や障害のある方(一定の要件がございます。)を対象に週に1回、家庭ごみ(粗大ごみ、引っ越しごみは除く。)の戸別回収^(※1)を実施しています。また併せて、ご希望に応じて安否確認も行っています。
(※1)ごみを地域のごみステーションに出すのではなく、各家庭の玄関先等に出していただき、一軒ずつ収集していく方法。

多くの方に利用していただいています!

利用者の声!

体調面やごみステーションまで距離があるなどの理由により苦労していましたが、家の玄関前までごみを回収に来てもらえるので助かっています。



最初は正直なところ、サービスの内容がよくわからなかったのですが、収集に来る作業員の方が親切丁寧で、いつも助かっています。こちらの要望によっては安否確認もしてもらえるので心強いです。

一人暮らしや近隣に家がない方にとっては、住み続けていくために必要なサービスだと思うので、一人でも多くの対象者の方に知っていただき、利用してほしいです。

どのような方が対象になるの?
どうやって利用するの?



▼詳しくは裏面をご覧ください!▼



どのような方が対象になるの？

要件一覧

① 介護保険法の要支援、または要介護の認定を受けている方

② 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害部位	障害等級
	視覚障害	1、2
	上肢障害	1、2
	下肢障害	1、2、3
	体幹障害	1、2、3
	上肢機能障害	1、2
	移動機能障害	1、2、3

③ 療育手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害等級：㉠、A	
------------------------------	----------	--

④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害等級：1級	
-------------------------------------	---------	--

①から④のいずれかに該当される方で



ア ひとり暮らしの方
イ ①から④に該当する方のみで構成される世帯
ウ ア及びイに準ずる方又は世帯

その他特別な事情により、ごみ出しが困難な方につきましては、廃棄物対策課までご相談ください！



どうやって利用するの？

① 利用申請書を提出

申請書は東広島市ホームページよりダウンロードできます。

○申請書にご記入のうえ、添付書類(本人及び同居している人の要介護度、障害等級等が確認できる書類)と一緒に市役所廃棄物対策課窓口へご提出ください。

※民生委員・ケアマネジャーまたは親族の方でも提出できます。

② 収集開始決定・収集開始

○審査(2～3週間程度かかります。)後、収集が決まりましたら、収集開始日と収集曜日を記載した利用決定通知書を対象者様に郵送します。



お申し込み・お問い合わせ

東広島市生活環境部廃棄物対策課

TEL:082-420-0926 / FAX:082-426-3115

E-mail:hgh200926@city.higashihiroshima.lg.jp